



長野県報

12月25日(木)
令和7年
(2025年)
第671号

目 次

規則

事務処理規則の一部を改正する規則（人事課）	2
長野県総合リハビリテーション事業財務規則の一部を改正する規則（障がい者支援課）	3
長野県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則（水道・生活排水課）	3
長野県収入証紙規則の一部を改正する規則（会計課）	3
財務規則の一部を改正する規則（会計課）	4
長野県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程（経営推進課）	4
学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（教育政策課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課）	4
義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	5

告示

指定管理者の指定（文化振興課）	8
指定管理者の指定（こども・家庭課児童相談・養育支援室）	8
令和5年長野県告示第160号（地方公営企業法及び地方公営企業法施行令による出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定）の一部改正（障がい者支援課）	8
長野県信濃学園の指定管理者の指定（障がい者支援課）	8
平成31年長野県告示第130号（地方公営企業法及び地方公営企業法施行令による出納取扱金融機関の指定）の一部改正（水道・生活排水課）	9
長野県立自然公園条例に基づく県立公園事業の決定及び図書の縦覧（自然保護課）	9
指定管理者の指定（労働雇用課）	9
公共測量の実施（5件）（建設政策課）	10
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	11
指定管理者の指定（都市・まちづくり課）	11
昭和49年長野県告示第140号（地方自治法施行令による指定代理金融機関及び収納代理金融機関指定）の一部改正（会計課）	12
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	12
昭和39年長野県公営企業告示第1号（地方公営企業法及び地方公営企業法施行令による出納取扱金融機関の指定）の一部改正（経営推進課）	12
昭和62年長野県公営企業告示第3号（収納取扱金融機関の指定）の一部改正（経営推進課）	12
政治資金規正法事務取扱規程の一部改正（選挙管理委員会）	13
政党助成法に基づく支部報告書等の閲覧に関する規程の一部改正（選挙管理委員会）	15

公告

県営土地改良事業変更計画の概要等（農地整備課）	17
土地区画整理組合の解散の認可（都市・まちづくり課）	17

訓令

長野県立学校職員服務規程の一部改正（高校教育課、特別支援教育課）	17
----------------------------------	----

事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年12月25日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第60号

事務処理規則の一部を改正する規則

事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2の13の(1)のアを次のように改める。

ア 医療法（昭和23年法律第205号）第5条第2項の規定による報告及び診療録等の提出の命令

別表第2の13の(1)のウを同クとし、同イを同キとし、同アの次に次の事項を加える。

イ 医療法の規定に基づく医療に関する選択の支援等に関する次の事項

(ア) 第6条の3第1項の規定による報告の受理

(イ) 第6条の3第2項の規定による変更の報告の受理

(ウ) 第6条の3第4項の規定による情報提供の要求

(エ) 第6条の3第8項の規定による報告及び報告内容の是正の命令

(オ) 第6条の8第1項の規定による報告の命令及び立入検査

(カ) 第6条の8第2項の規定による中止及び是正の命令

ウ 医療法の規定に基づく病院、診療所及び助産所に関する次の事項

(ア) 第7条第1項及び第2項の規定による許可（病院にあつては、その開設並びに病床数及び病床の種別の変更に係るものを除く。）

(イ) 第7条第3項の規定による許可（病床の設置並びに病床数及び病床の種別の変更に係るものを除く。）

(ウ) 第8条の規定による診療所等開設の届出の受理

(エ) 第8条の2第2項の規定による休止又は再開の届出の受理

(オ) 第9条第1項の規定による廃止の届出の受理（病院に係るものを除く。）

(カ) 第9条第2項の規定による開設者の死亡又は失うの届出の受理

(キ) 第12条第1項ただし書の規定による他の者を管理者にする許可

(ク) 第12条第2項の規定による管理者兼任の許可

(ケ) 第15条第3項の規定によるエックス線装置等の届出の受理

(コ) 第18条ただし書の規定による専属薬剤師の設置免除の許可

(サ) 第24条第1項の規定による施設の使用制限、禁止、修繕又は改築の命令（病院に係るものを除く。）

(シ) 第25条第1項の規定による報告命令及び立入検査

(ス) 第25条第2項の規定による診療録等の提出命令

(セ) 第27条の規定による使用前の検査及び許可証の交付

(リ) 第28条の規定による管理者の変更（病院に関するものを除く。）

(タ) 第29条第1項の規定による開設許可の取消し及び閉鎖命令（病院に関するものを除く。）

(チ) 第29条第2項の規定による許可の取消し（病院に係るものを除く。）

(ツ) 第30条の規定による弁明の機会の付与

エ 医療法の規定に基づく医療提供体制の確保に関する次の事項

(ア) 第30条の18の4第1項の規定による報告の受理

(イ) 第30条の18の4第2項の規定による体制の確認

(ウ) 第30条の18の4第4項の規定による変更の報告の受理及び体制の確認

(エ) 第30条の18の4第6項の規定による報告命令及び報告内容の是正命令

(オ) 第30条の18の4第7項において準用する第30条の13第3項の規定による情報提供の要求

オ 医療法の規定に基づく医療法人に関する次の事項

(ア) 第44条第3項の規定による財団たる医療法人の名称、事務所の所在地又は理事の任免の方法の決定（社会医療法人及び2以上の保健所の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人に係るものを除く。（イ）から（リ）まで、カ及びキの（カ）から（ケ）までにおいて同じ。）

(イ) 第46条の5第1項ただし書の規定による理事数の減員の認可

(ウ) 第46条の5第6項ただし書の規定による理事構成の特例の認可

(エ) 第46条の5の3第2項（第46条の6の2第3項において準用する場合を含む。）の規定による一時役員の職務を行うべき者の選任

- (オ) 第46条の6第1項ただし書の規定による理事長選出の特例の認可
- (カ) 第46条の8第4号の規定による報告の受理
- (キ) 第52条第1項の規定による書類の届出の受理
- (リ) 第52条第2項の規定による書類の閲覧
- (ケ) 第54条の9第3項の規定による定款又は寄附行為の変更の認可
- (ゴ) 第54条の9第5項の規定による定款又は寄附行為の変更の届出の受理
- (フト) 第55条第8項の規定による解散の届出の受理
- (シ) 第56条の6の規定による清算人の届出の受理
- (ス) 第56条の11の規定による清算結了の届出の受理
- (セ) 第63条第1項の規定による医療法人の業務又は会計状況に関する報告の徵取及び立入検査
- (ヨ) 第69条の2第2項の規定による報告の受理

カ 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号。（ア）及び（イ）において「改正法」という。）の規定に基づく残余財産に関する次の事項

- (ア) 改正法附則第10条第2項の規定によりなお効力を有することとされる改正前の医療法第56条第2項の規定による残余財産の処分の認可
- (イ) 改正法附則第10条第2項の規定によりなお効力を有することとされる改正前の医療法第56条第3項の規定による残余財産の帰属の認可

別表第3の7中「別表第2の13の(1)のアの(テ)」を「別表第2の13の(1)のウの(シ)」に改める。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

人事課

長野県総合リハビリテーション事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年12月25日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第61号

長野県総合リハビリテーション事業財務規則の一部を改正する規則

長野県総合リハビリテーション事業財務規則（令和5年長野県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第51条第1項中「株式会社八十二銀行」を「株式会社八十二長野銀行」に改める。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

障がい者支援課

長野県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年12月25日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第62号

長野県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

長野県流域下水道事業財務規則（平成31年長野県規則第33号）の一部を次のように改正する。

第51条第1項中「株式会社八十二銀行」を「株式会社八十二長野銀行」に改める。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

水道・生活排水課

長野県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年12月25日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第63号

長野県収入証紙規則の一部を改正する規則

長野県収入証紙規則（昭和39年長野県規則第62号）の一部を次のように改正する。

別表の2の(2)中「同表の3の3」を「同表の3の2、同表の3の4」に改める。

様式第5号の第1片中「八十二銀行」を「八十二長野銀行」に改める。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

会計課

財務規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年12月25日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第64号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則（昭和42年長野県規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第95号及び様式第96号中「(第36条、第37条、第39条、第40条、第250条関係)」を「(第36条、第37条、第39条、第250条関係)」に改める。

様式第97号中「(第36条、第37条、第39条、第40条、第250条関係)」を「(第36条、第37条、第39条、第250条関係)」に改め、同様式の県税等徴収金一般用の第3片中「八十二銀行県庁内支店」を「八十二長野銀行県庁内支店」に改める。

様式第104号中「八十二銀行」を「八十二長野銀行」に改める。

様式第117号、様式第118号、様式第133号、様式第144号、様式第150号、様式第150号の2、様式第159号及び様式第160号中「八十二銀行県庁内支店」を「八十二長野銀行県庁内支店」に改める。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

会計課

長野県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

令和7年12月25日

長野県公営企業管理者 吉沢 正

長野県公営企業管理規程第7号

長野県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程

長野県公営企業財務規程（昭和42年長野県公営企業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

第56条第1項中「株式会社八十二銀行」を「株式会社八十二長野銀行」に改める。

様式第30号から様式第32号までの規定中「八十二銀行」を「八十二長野銀行」に改める。

附 則

この管理規程は、令和8年1月1日から施行する。

経営推進課

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年12月25日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第10号

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和35年長野県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、第24条の2第1項」を削る。

第3条を削る。

第4条第1項第1号中「のうち次項第1号から第3号までの業務」を削り、「8時間」を「4時間」に改め、同号ただし書及び同項第2号を削り、同項中第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条を第3条とする。

第5条中「第6号」を「第4号」に改め、同条第1号中「前条第2項第1号」の次に「、第3号及び第4号」を加え、同条第3号及び第4号を削り、同条第5号を同条第3号とし、同条第6号中「前条第1項第4号のア」を「前条第1項第3号のア」に改め、同号を同条第4号とし、同条第7号中「前条第1項第4号のイ」を「前条第1項第3号のイ」に改め、同号を同条第5号とし、同条第8号を同条第6号とし、同条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

別表中「(第6条関係)」を「(第5条関係)」に改める。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

教育政策課
義務教育課
高校教育課
特別支援教育課

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年12月25日

長野県人事委員会委員長 青木悟

長野県人事委員会規則第20号

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則（昭和50年長野県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第27条の5第2項及び第3項」を「第27条の5第3項及び第4項」に改める。

第2項中「第27条の5第3項」を「第27条の5第4項」に改める。

第3条中「義務教育等教員特別手当」を「条例第27条の5第2項第2号に掲げる校務を分掌する教育職員の義務教育等教員特別手当」に改め、「額（条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務学校職員）の次に「（以下「定年前再任用短時間勤務学校職員」という。）」を加え、同条第2号中「第3号」を「第4号」に改め、「条例第2条第3項に規定する」を削り、同条に次の1項を加える。

2 条例第27条の5第2項第1号に掲げる校務を分掌する教育職員の義務教育等教員特別手当の月額は、前項各号に定める額に、3,000円を超えない範囲内において、長野県教育委員会が人事委員会と協議して定める額を加算した額とする。

別表を次のように改める。

(別表) (第3条関係)

義務教育等教員特別手当

ア 教育職給料表(3)の適用を受ける学校職員

職員の区分	号俸	職務の級			
		1 級	2 級	3 級	4 級
定年前再任用短時間勤務学校職員以外の職員	1号俸から4号俸まで	1,300	1,400	3,400	5,100
	5号俸から8号俸まで	1,300	1,600	3,500	5,200
	9号俸から12号俸まで	1,400	1,700	3,600	5,300
	13号俸から16号俸まで	1,500	1,700	3,800	5,400
	17号俸から20号俸まで	1,600	1,800	3,800	5,500
	21号俸から24号俸まで	1,700	1,900	4,000	5,600
	25号俸から28号俸まで	1,800	2,000	4,100	
	29号俸から32号俸まで	1,900	2,100	4,100	
	33号俸から36号俸まで	1,900	2,200	4,200	
	37号俸から40号俸まで	2,000	2,300	4,400	
定年前再任用短時間勤務学校職員	41号俸から44号俸まで	2,200	2,400	4,400	
	45号俸から48号俸まで	2,200	2,600	4,600	
	49号俸から52号俸まで	2,300	2,600	4,700	
	53号俸から56号俸まで	2,400	2,800	4,700	
	57号俸から60号俸まで	2,400	3,000	4,800	
	61号俸から64号俸まで	2,500	3,200	4,900	
	65号俸から68号俸まで	2,600	3,300	5,000	
	69号俸から72号俸まで	2,600	3,400	5,100	
	73号俸から76号俸まで	2,700	3,500	5,100	
	77号俸から80号俸まで	2,800	3,700	5,200	
	81号俸から84号俸まで	2,800	3,800	5,200	

	85号俸から88号俸まで 89号俸から92号俸まで 93号俸から96号俸まで 97号俸から100号俸まで	2,800 2,900 3,000 3,100	3,800 3,900 4,000 4,100		
	101号俸から104号俸まで 105号俸から108号俸まで 109号俸から112号俸まで 113号俸から116号俸まで 117号俸から120号俸まで	3,100 3,200 3,200 3,200 3,300	4,200 4,300 4,400 4,400 4,500		
	121号俸から124号俸まで 125号俸から128号俸まで 129号俸から132号俸まで 133号俸から136号俸まで 137号俸から140号俸まで	3,300 3,300	4,600 4,700 4,700 4,700 4,700		
	141号俸から144号俸まで 145号俸から148号俸まで 149号俸から152号俸まで 153号俸から156号俸まで 157号俸		4,700 4,800 4,900 4,900 4,900		
定年前再任用短時間勤務学校職員		2,200	2,600	3,500	4,400
イ 教育職給料表(2)の適用を受ける学校職員					
職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級
定年前再任用短時間勤務学校職員以外の職員	1号俸から4号俸まで	円 1,300	円 1,700	円 4,000	円 5,100
	5号俸から8号俸まで	1,300	1,800	4,100	5,200
	9号俸から12号俸まで	1,400	1,900	4,100	5,300
	13号俸から16号俸まで	1,500	2,000	4,200	5,400
	17号俸から20号俸まで	1,600	2,100	4,400	5,500
	21号俸から24号俸まで	1,700	2,200	4,400	5,600
	25号俸から28号俸まで	1,800	2,300	4,600	
	29号俸から32号俸まで	1,900	2,400	4,700	
	33号俸から36号俸まで	1,900	2,600	4,700	
	37号俸から40号俸まで	2,000	2,600	4,800	
	41号俸から44号俸まで	2,200	2,800	4,900	
	45号俸から48号俸まで	2,200	3,000	5,000	
	49号俸から52号俸まで	2,300	3,200	5,100	
	53号俸から56号俸まで	2,400	3,300	5,100	
	57号俸から60号俸まで	2,400	3,400	5,200	
	61号俸から64号俸まで	2,500	3,500	5,200	
	65号俸から68号俸まで	2,600	3,700		
	69号俸から72号俸まで	2,600	3,800		
	73号俸から76号俸まで	2,700	3,800		
	77号俸から80号俸まで	2,800	3,900		
81号俸から84号俸まで	2,800	4,000			
85号俸から88号俸まで	2,800	4,100			
89号俸から92号俸まで	2,900	4,200			
93号俸から96号俸まで	3,000	4,300			
97号俸から100号俸まで	3,100	4,400			
101号俸から104号俸まで	3,100	4,400			
105号俸から108号俸まで	3,200	4,500			
109号俸から112号俸まで	3,200	4,600			
113号俸から116号俸まで	3,200	4,700			
117号俸から120号俸まで	3,300	4,700			

	121号俸から124号俸まで 125号俸から128号俸まで 129号俸から132号俸まで 133号俸から136号俸まで 137号俸から140号俸まで	3,300 3,300 3,400 3,400 3,400	4,700 4,700 4,700 4,800 4,900		
	141号俸から144号俸まで 145号俸から148号俸まで 149号俸から152号俸まで 153号俸	3,500 3,500 3,500 3,500	4,900 4,900 4,900		
定年前再任用短時間勤務学校職員		2,200	2,600	3,500	4,400

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

人事委員会事務局